

## AWAJI POLICE STATION NEWS

# 淡路警察署だより 11月号

犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進  
及び犯罪被害給付制度の周知徹底  
～犯罪被害相談窓口のご利用を～

犯罪被害に遭うということは、とてもつらく悲しいことです。

犯罪による被害が本当にあったことなのか信じられなくなったり、どうすればよいのか分からなくなったりするなど、悩んだり、不安に思ったりすることがあります。

兵庫県警察では、被害に遭われた方からの相談受理、臨床心理士によるカウンセリング等の精神的な支援、警察に提出する診断書料の補助等の経済的な支援などを通じて、犯罪被害者等の支援に取り組んでいます。

### 精神的・経済的支援

#### ★ 精神的な支援

臨床心理士資格を有する被害者支援カウンセラーや委嘱相談員によるカウンセリングなどを実施しています。

#### ★ 経済的な支援

犯罪被害者等の経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等給付金の支給や警察に提出する診断書料等を補助するなどの経済的な支援をしています。

#### ★ その他の支援

犯罪被害者等のニーズに応じて、行政機関や医師、犯罪被害者等早期援助団体「ひょうご被害者支援センター」等と連携した支援活動を行っています。

犯罪被害相談窓口

兵庫県警察被害者支援室（通称：サポートセンター）

TEL 0120-338-274

土、日、祝日、12/29～1/3を除く 午前9時から午後5時45分

☆ 犯罪被害者やそのご家族等の精神的な不安を軽くするお手伝いをします。

兵庫県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 ひょうご被害者支援センター

TEL (078)367-7833

電話相談～火・水・金・土(祝日、8/12～8/16、12/28～1/4を除く)

午前10時から午後4時

面接相談～法律・心理 ※要予約（随時、日時は要相談）

☆ 犯罪被害者支援に精通した弁護士、臨床心理士、相談員等が在籍しています。

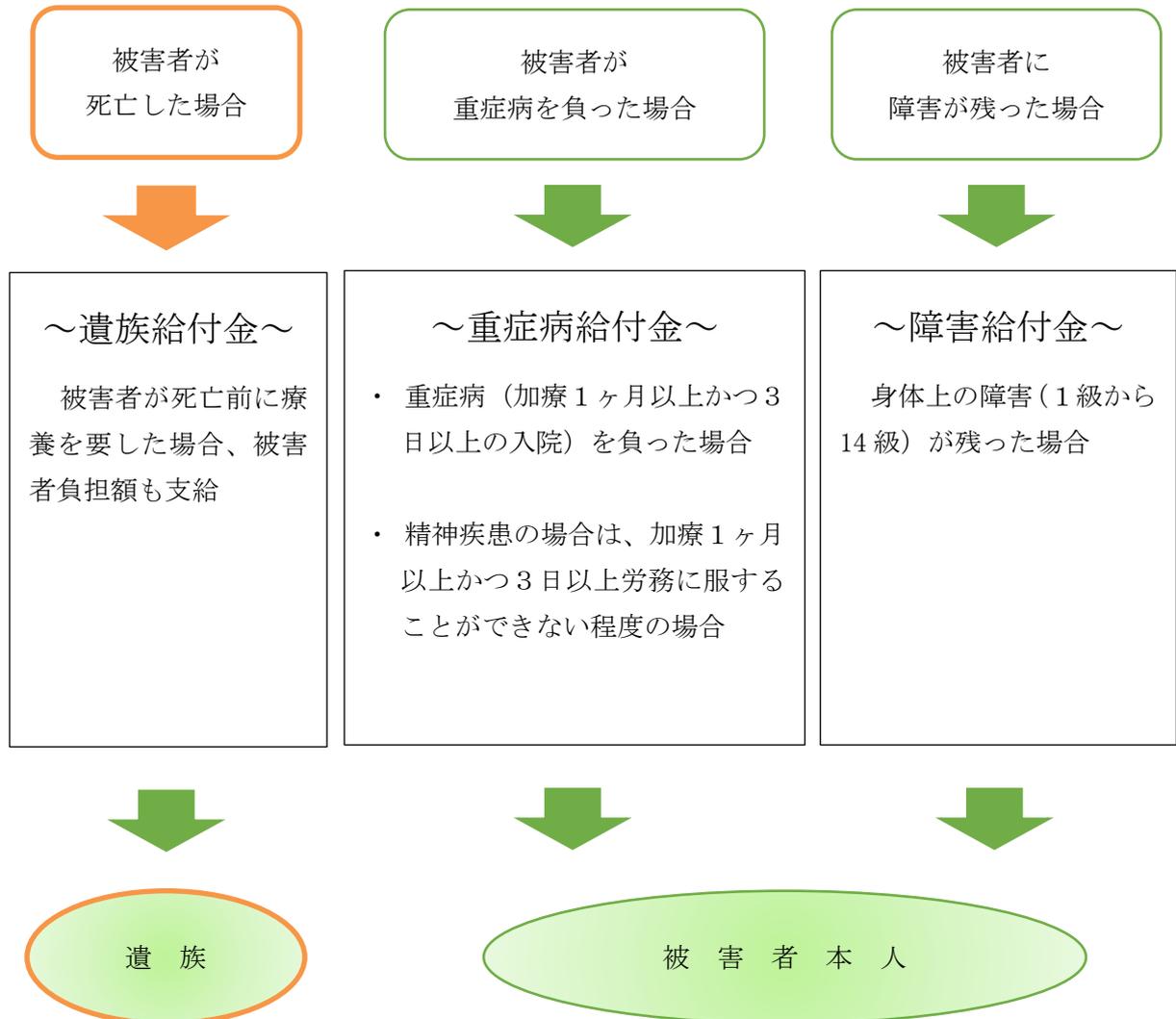
## 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、殺人などの身体を害する故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、重傷病又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

給付金の支給については、法令により支給を受けることができるご遺族の順位や範囲、障害の程度、申請の期限、給付金の額などが細かく定められています。

また、労災保険や自賠責保険などの他の法令による公的補償を受けた場合や損害賠償を受けた場合は、その額が給付金の額から調整されます。

### 犯罪被害者等給付金の概要



## 犯罪被害者支援プロジェクト

令和2年4月1日より、ふるさとひょうご寄附金（ふるさと納税）を活用した「犯罪被害者支援プロジェクト」を運用しています。

「犯罪被害者支援プロジェクト」は、ふるさとひょうご寄附金を活用して、犯罪被害者等に対して、公益社団法人ひょうご被害者支援センター犯罪被害相談員が行う面接相談に要する費用を支援する取組です。

**ふるさと納税で  
犯罪被害者への支援活動を  
応援してください**

ある日突然、犯罪、性暴力被害、交通事故にあった...  
大切な人を犯罪等で亡くした...

私たちは、被害者やそのご家族に寄り添い、一日も早く平穏な生活を取り戻していただけるよう活動しています。  
費用金は、公益社団法人ひょうご被害者支援センターが実施する面接相談の費用に使用させていただきます。

**ひょうご被害者支援センターについて**

ひょうご被害者支援センターでは、犯罪・犯罪に関する行為などで被害に遭われた方、そのご家族やご遺族を支援しています。

**主な活動**

**電話相談**

- 困っていること、悩んでいることなど、ご相談をお受けします。
- 相談の場について、アドバイスいたします。
- 必要に応じて、無料で社会福祉制度を紹介、関係機関へ繋ぎます。

**面接相談**

- 専門の経験を受けた相談員が、面接をおこなって対応します。
- 相談に基づいた方に必要な文書を考えます。
- 心のケアや、弁護士を頼むなどの法務関係の取組をサポートします。

**付き添いなど(直接的支援)**

- 家事や食事、送迎、病院へ送るなどを行います。
- 被害者の方、ご家族、ご遺族に代わって裁判を随時、内情を伝えます(代審陪審)。
- 社会福祉制度利用の案内、申請のお手伝いを行います。
- 裁判に関する不明な点や、被害者の方が裁判で利用できる制度について説明し、同行するなどのお手伝いを行います。

**お礼の特典**

寄附額	特典
1万円以上	一定額以上の寄附額 対象者
5万円以上	兵庫県からの送礼品 ※送礼品の郵送料は寄附金のホームページにてご確認ください。
10万円以上	対象者

ご協力いただける方は裏面の寄附申込書にご記入の上、郵送・FAX・持ち込みいずれかの方法でご提出ください。

お問い合わせ・届出先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4-1  
兵庫県警本部 警務課 被害者支援室  
電話:078-341-7441 内線(2679)  
FAX:078-367-2655

兵庫県警本部 警務課 被害者支援室・公益社団法人 ひょうご被害者支援センター

犯罪被害によって経験したことの無い困難に直面した犯罪被害者やその家族又は遺族の皆さんが平穏な生活を取り戻すためには、きめ細かく、寄り添った支援が必要です。

公益社団法人ひょうご被害者支援センターでは、このような方々に対して、電話や面接による相談活動や、裁判所への付添い等の直接的支援活動等を通じて、再び平穏な生活を営むことができるよう支援を行うとともに、弁護士や臨床心理士等による法律相談や心理相談にも対応するなど、各種支援に取り組んでいます。

その中で、犯罪被害相談員が犯罪被害者等と行う面接相談は、多くの疑問や不安を抱える犯罪被害者等に安心を与えるとともに、犯罪被害者等のニーズを把握するために非常に重要であり、面接相談の費用を支えることにより、ニーズに応じた適切な犯罪被害者支援を安定的かつ継続的に進めることができます。

詳しくは、兵庫県警察のホームページをご覧ください。兵庫県警察被害者支援室へお問い合わせください。

多くの皆様からのご寄附をよろしくお願いいたします。

### お問合せ

兵庫県警察被害者支援室

フリーダイヤル 0120-338-274

～ とどけよう

やさしいところ

おもいやり～



～ 小さな勇気

きっとだれかの

大きな支え～